

社会福祉法人甲山福祉センター
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

すべての職員が個々の能力を十分に発揮できるよう、両立支援制度を充実させ、働きやすい雇用環境の整備を推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

2. 内容

目標1

妊娠中の職員及び子育てを行う職員が、仕事と家庭を両立できるよう支援する。

<対策>

- ・妊娠中、出産後の女性職員の健康確保のため、利用できる制度の周知、情報提供及び相談体制の充実を図る。
- ・育児休業の取得や職場復帰がしやすい環境整備のため、育児休業中の代替要員の確保及び業務内容、業務体制の見直しを行う。
- ・子育て中の職員が利用できる保育施設の確保に努める。
- ・職員が利用可能な、始業・終業時間の繰上げ・繰下げ制度を整備する。

目標2

子育て中の職員の多様な働き方を支援する。

<対策>

- ・育児のための短時間勤務制度の見直しを行う。

目標3

係長以上の役職に占める女性の割合60%以上を維持する。

<対策>

- ・人事評価制度の適正な運用を定着させ、人事評価と人材育成の一体化を図る。
- ・職員の希望や目標を共有する取組みを通じて、職員とのコミュニケーションを深め、人材育成を進める。

目標4

男性職員の育児休業取得者を年間5名以上とする。

<取組内容>

- ・育児休職制度の周知を行い、制度の利用定着を図る。

【女性の活躍の現状に関する情報公表】（データ集計時点：2024年9月時点）

- ・労働者に占める女性労働者の割合
（正職員） 68%
（嘱託職員） 70.6%
（パート職員） 78.3%
（全職員） 70.8%

- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
63%（17人／27人）

- ・管理職に占める女性の割合
40.0%（12人／30人）

- ・役員に占める女性の割合
11.1%（1人／9人）

- ・男女の賃金の差異
（全労働者） 72.4%
（うち正規雇用労働者） 80.1%
（うち非正規雇用労働者） 71.7%
対象期間 2023年4月1日～2024年3月31日

- ・男女の平均継続勤務年数の差異
（全職員） 男性：10.4年 女性：8.8年 差異：1.6年
（正職員） 男性：12.0年 女性：10.5年 差異：1.5年
（非正規職員） 男性：6.8年 女性：6.2年 差異：0.6年